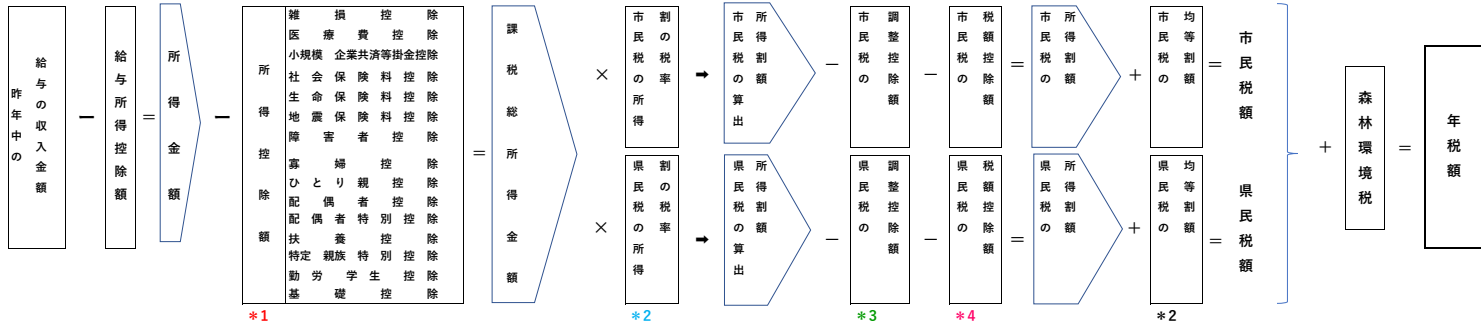


**市民税・県民税の算出方法**

給与所得者の税額は、次の方法によって計算します。



(※1)所得控除額

<b>雑損控除</b>	災害・高麗又は障損による実損金額 - (総所得金額×1/10)又は(実損金額のうち災害関連支出の金額-5万円)のいずれか多い金額			
<b>医療費控除</b>	医療費の実支払額 - (10万円と総所得金額の5%のいずれか低い金額) (限度額200万円) ※地方税法別附第4条の4の適用を受ける場合、特定一般用医薬品当量入費-1万2千円(限度額8万8千円)			
<b>小規模企業共済等掛金控除</b>	小規模企業共済等第1種共済契約掛金及び心身障害扶養掛金の金額			
<b>社会保険料控除</b>	国民健康保険税・国民年金等の保険料を支払った掛け金の金額			
<b>生命保険料控除</b>	<b>新契約</b>	①12,000円以下のとき 金額 ②12,000円超32,000円以下のとき 支払金額の1/2+6,000円 ③32,000円超56,000円以下のとき 支払金額の1/4+14,000円 ④56,000円超のとき 28,000円		
	<b>旧契約</b>	①15,000円以下のとき 金額 ②15,000円超40,000円以下のとき 支払金額の1/2+7,500円 ③40,000円超70,000円以下のとき 支払金額の1/4+17,500円 ④70,000円超のとき 35,000円		
	<b>一般生命保険料、労災健康保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円)</b>			
	<b>一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)</b>			
	<b>地震保険料控除</b>	①支払い保険料が50,000円以下 支払い保険料×1/2 ②支払い保険料が50,001円以上 25,000円		
<b>障害者控除</b>	①支払い保険料が5,000円以下 支払い保険料の金額 ②支払い保険料が5,000円を超え15,000円以下 支払い保険料×1/2+2,500円 ③支払い保険料が15,000円超 一律10,000円			
<b>ひとり親控除</b>	①支払い保険料が5,000円以下 支払い保険料の金額 ②支払い保険料が5,000円を超え15,000円以下 支払い保険料×1/2+2,500円 ③支払い保険料が15,000円超 一律10,000円			
<b>寡婦控除</b>	1. 夫と離婚した後婚姻しておらず、扶養親族がいる人で合計所得金額が500万円以下の者 2. 夫と死別した後婚姻しておらず、合計所得金額が500万円以下の者 260,000円			
<b>配偶者控除</b>	納税者本人の所得金額	900万円以下 900万円超 950万円以下 950万円超 1000万円以下		
<b>配偶者特別控除</b>	所得金額	控除額		
	58万円超 59万円以下	33万円	22万円	11万円
	95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 135万円以下	3万円	2万円	1万円

\*1

<b>扶養控除</b>	70歳未満扶養親族1人につき(一般)	330,000円
	70歳以上扶養親族1人につき(老人)	380,000円
	70歳以上同居老親等1人につき(直系尊属のみ)	450,000円
	19歳~22歳扶養親族1人につき(特定)	450,000円
	16歳~18歳扶養親族1人につき(一般)	330,000円
<b>特定親族特別控除</b>	所得金額	控除額
	58万円超95万円以下	45万円
	95万円超100万円以下	41万円
	100万円超105万円以下	31万円
	105万円超110万円以下	21万円
	110万円超115万円以下	11万円
	115万円超120万円以下	6万円
	120万円超123万円以下	3万円
<b>勤労学生控除</b>	合計所得金額	260,000円
<b>基礎控除</b>	2,400万円以下	控除額
	2,400万円超2,450万円以下	43万円
	2,450万円超2,500万円以下	29万円
	2,500万円超	15万円
	2,500万円超	なし

\*2

\*3

\*4

\*2

(※2)税率

	<b>市民税</b>	<b>県民税</b>	<b>森林環境税</b>
所得割	6%	4%	
均等割	3,000円	1,500円	1,000円

(※3)調整控除(税額控除)

※合計所得金額が2,500万円以下の場合に適用

課税標準額	市民税	県民税
200万円以下	人的控除額の差の合計と課税標準額のいずれか少ない額の3%	人的控除額の差の合計と課税標準額のいずれか少ない額の2%
200万円超	{人的控除額の差の合計 - (課税標準額 - 200万円)の3% (但し1,500円未満の場合は1,500円)}	{人的控除額の差の合計 - (課税標準額 - 200万円)の2% (但し1,000円未満の場合は1,000円)}

(※4)税額控除

配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区分	市民税	県民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

配当控除

種類	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資債権	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資債権	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別税額の適用を受けた場合、①から③を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額

ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法別附第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得、特別特定取得(特例取得及び特別特定取得を含む。)又は特別特別取得に該当する場合には、「[100分の5]を[100分の7]と」、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年12月31日以前に平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)

②前年分の所得税額(住宅借入金等特別税額等適用前金額)

市民税	3/5	県民税	2/5
-----	-----	-----	-----

寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の20%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、市町村民税は6%に相当する金額

- 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 住居地の道府県共同募金又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住居地の福祉の増進に資する寄附金として住居地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
- 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住居地の福祉の増進に資する寄附金として住居地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし、1のうち、特別控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得額の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)

課税総所得金額からの控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円を超え330万円以下	79.79%
330万円を超え695万円以下	69.517%
695万円を超え900万円以下	66.517%
900万円を超え1,800万円以下	56.307%
1,800万円を超え4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%

0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

注: 配偶者の合計所得金額が400,000円以下又は1,330,000円超である場合は、配偶者特別控除は受けられません。